

## 減免規定改定（案）

区 分		減 免 率	
		現 行	改定案
1 市又は国若しくは他の地方公共団体が主催する場合		10/10	10/10
2 市長(教育委員会)が別に定める市内の社会教育団体が本来の活動のために使用する場合	(1)文化協会、体育協会その他市長(教育委員会)が別に定める全市的な団体が主催する場合	10/10	5/10
	(2)スポーツ少年団、子ども会その他中学生以下の教育を目的とする団体	10/10	10/10
	(3)文化協会及び体育協会に加盟する団体	5/10	5/10
	(4)前号の加盟団体に登録している団体		
	(5)前各号に掲げるもののほか市長(教育委員会)が別に定める団体		
3 市内の小学校、中学校及び幼稚園並びに保育所が教育及び保育活動のために使用する場合		10/10	10/10
4 市長が別に定める市内の社会福祉関係団体が本来の活動のために使用する場合		10/10	5/10
5 市内の自治会又は町内会が本来の活動に使用する場合	(1)連合町内会連絡協議会	10/10	5/10
	(2)前号に掲げるもの以外のもの	5/10	5/10
6 一般開放個人使用で中学生以下が使用する場合		10/10	10/10
7 一般開放個人使用で身体障害者等(介助者を含む。)が使用する場合		10/10	10/10
8 その他公益性が認められる場合で、市長又は教育委員会が認める場合	(1)公益性が認められる場合で市長(教育委員会)が別に定めるもの	10/10	5/10
	(2)前号に掲げるもの以外のもの	5/10	5/10

減免適用共通施設
コミュニティセンター、総合保健福祉センター、公民館、ふれあい研修センター、美登位創作の家、スポーツ広場、スポーツセンター、B & Gプール、公園施設(テニスコート、野球場、陸上競技場)、学校開放、サンビレッジいしかり
対象外施設
緑苑台パークゴルフ場、市民プール、図書館、資料館、保養センター、海水浴場駐車場、川下海浜施設、市民スキー場

- (注) 1. 上記区分2の中項目は、現行の(2)を(1)に改め、(1)、(3)、(4)を削除し、(5)を(2)に改める。  
 2. 上記区分5及び8の中項目(5-(1)(2)、8-(1)(2))を削除する。  
 3. 減免適用共通施設に、新たに「総合保健福祉センター」、「厚田保健センター」及び「サンビレッジいしかり」を加える。